在京飯田高校同窓会役員会および年度別幹事に関する内規

制定 令和3年9月9日

1. 目的

本内規は、在京飯田高校同窓会会則に基づき、役員会および年度別幹事に関する事項を定め、在京飯田高校同窓会活動の活性化を図ることを目的とする。

役員会

- 2. 役員会
- (1) 役員会は在京飯田高校同窓会会則第13条に定めるところによる。
- 3. 役員会の招集
- (1) 役員会は原則として年2回、その他必要に応じ、会長が招集する。
- (2) 審議事項および報告事項の重要性・緊急性等を勘案し、書面等による開催ができる。
- 4. 役員会の役割
- (1) 在京飯田高校同窓会総会に付議すべき議案の審議のほか、必要な事項を事前審議し、議決する。
- (2) 常任役員会の活動をモニタリングする。
- (3)組織部会等と連携し、在京飯田高校同窓会活動の活性化にむけた協議を行う。
- 5. 役員会での審議事項および報告事項
- (1) 在京飯田高校同窓会総会付議議案の審議。
 - ① 毎事業年度の事業及び決算の報告
 - ② 当事業年度の事業計画及び予算
 - ③ 会長、副会長および監事候補の推薦
- (2) その他、議長が必要と認めた事項の審議
- (3)議長が必要と認めた事項の報告。
- 6. 在京飯田高校同窓会総会への付議および報告
- (1) 役員会の審議事項の審議結果を在京飯田高校同窓会総会に付議する。
- (2) 役員会での報告事項のうち、必要と認めた事項を在京飯田高校同窓会総会に報告する。

年度別幹事

- 7. 年度別幹事の役割
- (1) 年度別幹事は、役員会に出席し、在京飯田高校総会付議議案の審議等に参加する。
- (2) 年度別幹事は、組織部会と連携し、会員の拡大、在京飯田高校同窓会維持会費の納入率向上、 在京飯田高校同窓会活動への参加勧誘に協力する。
- 8. 年度別幹事の委嘱
- (1) 年度別幹事は、学年ごとに若干名を互選する。

(2) 会長は、年度別幹事の委嘱を行う。

9. 年度別幹事の任期

- (1) 役員改選年度の第1回役員会当日から次回役員改選年度の第1回役員会前日までとする。
- (2) 新任の年度別幹事の任期は、役員改選年度の第1回役員会前日までとする。
- (3) 年度別幹事の退任は、原則として本人からの辞任の申し出による。
- (4) 年度別幹事が在京飯田高校同窓会の社会的な信頼を傷つける行為を行った場合、役員会および 在京飯田高校同窓会総会への長期にわたる不参加などの場合は、会長が委嘱の解除を行うこと がある。

10. 改正および改廃

本内規の改正および改廃は、常任役員会が決定する。

11. 施行

本内規は、令和3年11月13日より施行する。

以上